

医療的ケア 本校の手引き（保護者用）

大阪府立箕面支援学校

1. 本校における医療的ケア

本校では、児童生徒本人や保護者等が行っている医療的ケアについて、保護者の依頼及び主治医の指示があった児童生徒のうち、校内医療的ケア安全委員会の協議を経て学校長が承認した児童生徒に対し、教育活動の一環として医療的ケアを実施しています。

2. 医療的ケアの申請手続き

(1) 必要な書類

- ・医療的ケア実施依頼書【書式 2】（保護者記入）
- ・喀痰吸引等指示書【書式 4】（主治医記入）

(2) 書類をお渡しする日

- ・小学部…入学前の個別面談
- ・中学部…入学予定者説明会
- ・高等部…入学者決定検査

※書類を受け取った日から入学までの間に、次回受診の予約を入れるなどして、【書式 4】を主治医に記入していただき、できるだけ入学式の日提出していただきますようお願いします。

(3) 手続き完了までの期間

手続きには多少時間がかかります。手続き完了までの間は、保護者に来校していただき、医療的ケアの協力をお願いしておりますので、何卒ご理解のほどよろしくお願いいたします。

3. 医療的ケアの実施

(1) 看護師による医療的ケア

保護者から学校の看護師へ手順や留意点について引継ぎを行います。それらに基づき、看護師が医療的ケアを実施します。

(2) 教員による医療的ケア

個別の医ケアマニュアルに基づいて、学校の看護師から教員に研修を行ったのちに教員が医療的ケアを実施します。

※一定の研修を受けた教員は次の医療的ケアの実施が認められています。

- ・経鼻チューブ・胃ろう又は腸ろうによる経管栄養
- ・口腔鼻腔内の喀痰吸引
- ・気管カニューレ内部の喀痰吸引

上記以外の医療的ケアは看護師が実施します。（薬液吸入、導尿 など）

4. その他

(1) 物品について

医療的ケアに関わる物品は、各家庭で準備をお願いしています。万が一忘れた場合や故障した場合、学校の予備を使用して可能な範囲で対応させていただきます。

◎機器のバッテリーや酸素ボンベなどは、事故等の防止の為に、できるだけ満タンの状態で登校するようにご協力ください。

◎吸引器のボトル内がいっぱいでないことを登校前にご確認ください。

◎吸引等において、ご家庭で使用していない場合でも、学校では感染症予防のために手袋やアルコール綿を使用することがあります。その場合もご家庭で準備をお願いいたします。

(2) 体調管理について

学校での体調管理は、よりよく授業を受けることを目的に行っています。体調不良により普段に比べて多くの医療的ケア等を必要とし、授業を受けることが困難な状態の場合には自宅等で静養していただきますようお願いします。登校後にそのような体調になった場合にはお迎えをお願いすることもあります。

(3) 年度変わりについて

年度の初めは環境の変化が大きい為、保護者に来校していただき医療的ケアの協力や引継ぎをお願いすることがあります。

(4) 看護師の対応について

看護師は常に特定の児童生徒のそばで待機せず、基本的には担任と協力し、巡回しながら対応にあたります。

(5) 定時のケアの実施について

学校では授業時間の確保を優先するため、定時のケア（浣腸、導尿、吸入 など）は学校以外での実施をお願いしています。ただし、一日複数回実施の必要があるなどの理由で、学校での実施を希望される場合は担任までご相談ください。

(6) 泊を伴う学習について（宿泊学習、修学旅行）

医療的ケアの内容によっては、保護者に付き添っていただき、対応をお願いすることがあります。保護者が全行程に付き添う参加の場合、食事代を除く宿泊費用は、就学奨励費の支給対象になります。（R7年1月現在）

(7) 人工呼吸器を必要とする児童生徒への対応について

人工呼吸器が必要な児童生徒については、安全性を考慮しながら、保護者付き添いの軽減等を含め、個の状況に応じて対応しています。

(8) 医療的ケアを必要とする児童生徒の通学バス利用について

通学バス車内での医療的ケアが必要な児童生徒に関しては、原則的には通学バスに乗ることはできません。